

## 議案第 2 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整理するもの  
です。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(白井市監査委員条例の一部改正)

第1条 白井市監査委員条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第6条中「昭和27年法律第272号」を「昭和27年法律第292号」に改める。

(白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中白井市監査委員条例第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第2号資料

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(第1条関係) 白井市監査委員条例(昭和49年条例第15号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)
<b>第2条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。	<b>第2条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。
(略)	(略)
(決算等の審査)	(決算等の審査)
<b>第6条</b> 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。	<b>第6条</b> 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法(昭和27年法律第272号)第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和59年条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
<b>第6条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	<b>第6条</b> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。
(略)	(略)